様式３－３

**共同事業体協定書**

**協定書の例としてご使用ください**

（目的）

第１条 当共同事業体は、高根沢町土づくりセンター（以下「当該施設」という。）の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条 当共同事業体は、　　　　　　　共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当事業体は、事務所を　　　内に置く。

**代表構成員の住所**

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当事業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、当該業務の指定期間の満了後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 当該施設の指定管理者となることができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当事業体以外の団体が指定管理に指定されたときは、その指定の日を以って解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

団 体 名

代 表 者

所 在 地

団 体 名

代 表 者

所 在 地

団 体 名

代 表 者

（代表者の名称）

第６条 当事業体は、　　（団体名）　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、高根沢町と折衝する権限並びに当該業務に係る申請書の提出、指定管理者制度に係る管理運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領、納付金の納付及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当るものとする。

（構成員の責任等）

第９条 各構成員は、当該業務の履行及び下請契約その他業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

２ 当該業務の履行に係る各構成員の業務分担及び出資金並びに出資割合については、**別表**のとおりとする。

３ 前項に基づく別表は、構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

（取引金融機関）

第１０条 当事業体の取引は、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１１条 当事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１２条 本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１３条 構成員は、高根沢町長及び構成員全員の承認がなければ、当事業体の指定管理期間満了日までは脱退することができない。

２ 構成員のうち指定管理期間中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、高根沢町長の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを別表に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１４条 当事業体は、構成員のうちいずれかにおいて、当該業務履行中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、他の構成員全員及び高根沢町長の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２ 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１５条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合は、第１３条第２項から第５項を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１６条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び高根沢町長の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（構成員の加入）

第１７条 前２条の規定による構成員の破産又は解散及び脱退、除名により残存構成員のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第１３条第２項の規定にかかわらず残存構成員全員及び高根沢町長の承認を得て、新たな構成員を当事業体に加入させることができる。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第１８条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり　　　　　　共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を作成し、各構成員が記名押印して各自所持するとともに、１通を高根沢町長に提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

所 在 地

団 体 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

所 在 地

団 体 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

所 在 地

団 体 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

別表

**共同事業体責任分担表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成員名  （団体名及び代表者名） | 業務分担 | 出資金・出資比率 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※上記「業務分担」については、協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記述すること。

※本協定書第９条第３項の定めるところにより、上記責任分担表は、高根沢町長及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

※本責任分担表は、様式４－３共同事業体協定書と一体的に綴じること。